

元日獣発第 140 号

令和元年 8 月 16 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について

このことについて、令和元年 7 月 26 日付け元生畜第 441 号をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、和牛遺伝資源の海外への不正流出を防止し、知的財産として保護すべきとの社会的要請の高まりを踏まえ、家畜人工授精師及び獣医師は、家畜改良増殖法に基づき、当該業務を的確に実施する者として信用を求められるほか、適切に業務を実施する責務があることを改めて認識の上、特に次に掲げる事項について適正に実施するよう周知徹底を図るよう依頼されたものです。

- (1) 家畜人工授精用精液証明書及び家畜体内(体外)受精卵証明書の適正な管理
- (2) 家畜人工授精簿への正確な記録及び保管
- (3) 授精証明書及び体内(体外)受精卵移植証明書の適切な交付

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 堂領

TEL 03-3475-1601

元生畜第 441 号
令和元年 7 月 26 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について

和牛は、我が国固有の財産であり、その精液や受精卵などの遺伝資源は、国内での活用を基本として、海外への不正流出を防ぐための取組が進められてきたところであるが、昨年、和牛の遺伝資源が不正に中国へ持ち出されようとした事案が確認されたことを受け、和牛遺伝資源の不正な流通を防止し、知的財産として保護すべきとの社会的要請が高まっている。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、平成 31 年 2 月に「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、令和元年 7 月までに計 5 回にわたる議論を重ね、先般、中間とりまとめを公表したところである。

中間とりまとめにおいて、和牛遺伝資源の適正な管理に向け、現行の家畜改良増殖法上における各種規制について、周知徹底を図るべきとの指摘や和牛遺伝資源の管理について重要な役割を担う家畜人工授精師や獣医師のステータス確保に努める旨の指摘を受けていること等を踏まえ、下記について、貴会会員の獣医師等に対し、改めて指導の徹底を図るよう依頼する。

記

家畜人工授精や家畜受精卵移植の技術は、家畜の改良増殖に極めて大きな影響をもたらすため、家畜人工授精や家畜受精卵移植に関する業務については、家畜改良増殖法により、家畜人工授精師又は獣医師といった高度な技術と知識を有する者に限定されている。家畜人工授精師又は獣医師は、当該業務を的確に実施する者として信用を求められるほか、家畜改良増殖法に基づき、各種証明書、帳簿等の記載・記録・保管等も含め、適切に業務を実施する責務がある。

このため、家畜人工授精師や獣医師は、このことを改めて認識の上、特に次に掲げる事項について、適正に実施するよう周知徹底を図ること。



(1) 家畜人工授精用精液証明書及び家畜体内（体外）受精卵証明書の適正な管理

家畜人工授精用精液（以下「精液」という。）や家畜体内（体外）受精卵（以下「受精卵」という。）は、その種雄牛の遺伝的能力等により価値が異なるため、採取した家畜等を明確に識別し、取引に関して詐欺等の不正を防ぐことはもちろんのこと、家畜改良増殖上、血統の混乱を招くことがないように配慮しなければならない。このような意味からも精液や受精卵1本1本について、それぞれ対応した家畜人工授精用精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書が必要とされており、これがない場合、その精液や受精卵は、雌牛に注入や移植することができないことはもちろんのこと、他者に譲渡することもできない。このため、家畜人工授精用精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書については、それぞれ対応する精液や受精卵と照合ができる状態で適切に保管するよう、改めて周知徹底すること。

また、家畜人工授精精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書に記載された内容は、当然正しく記載されていることが前提であり、誤った内容又は記載されるべき内容が記載されていないものについては、その効力を有しないものと考えられる。特に裏面の「譲渡・経由の確認」の欄については、精液や受精卵が譲渡・譲受される度に譲渡者及び譲受者が順次追記していくものであり、記載漏れ等が起り易いと考えられるため、当該欄の確認及び記載について、改めて周知徹底すること。

(2) 家畜人工授精簿への正確な記録及び保管

家畜改良増殖上、血統の正確な記録は欠くことができない条件であり、家畜人工授精師や獣医師は、血統を証明する手段を確保する観点から、家畜人工授精や受精卵移植を行ったときは、遅滞なく、家畜人工授精又は受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間の保存が義務付けられている。

家畜人工授精師や獣医師は、その趣旨を十分理解の上、家畜人工授精や受精卵移植を実施する毎に家畜人工授精簿への正確な記録を行うとともに、家畜人工授精簿の保存を確実にを行うよう改めて徹底すること。特に、注入した精液又は移植した受精卵に対応した家畜人工授精用精液証明書又は家畜体内（体外）受精卵証明書は、不正防止のため、授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付しておかなければならないほか、使用した精液や受精卵の容器（ストロー）は、速やかに照合できるように保管するよう、改めて周知徹底すること。

(3) 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付

授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書は、家畜人工授精や受精卵移植を実施した家畜人工授精師又は獣医師が、精液又は受精卵の注入又は移植を受けた雌の飼養者の要求に応じて交付するものであるが、この交付に当たっては、注入した精液又

は移植した受精卵に対応した家畜人工授精用精液証明書又は家畜体内（体外）受精卵証明書を貼り付けることとされている。また、和牛の子牛登記の手続き上、注入した精液の容器（ストロー）は、家畜人工授精用精液証明書と併せて添付することとされている。このため、授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の交付を要求されない場合においては、注入した精液又は移植した受精卵に対応した家畜人工授精用精液証明書又は家畜体内（体外）受精卵証明書は、家畜人工授精簿に添付することとなる。そのことについて、家畜人工授精師や獣医師は、十分理解の上、授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付等を行うよう、改めて周知徹底すること。

以上

家畜人工授精・受精卵移植業務の適正実施について

令和元年7月

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

家畜人工授精や家畜受精卵移植は、家畜の改良増殖上極めて大きな影響をもたらすため、その業務を行うことは、家畜人工授精師や獣医師といった高度な技術と知識を有する者に限定されています。

このため、家畜人工授精所や獣医師は、家畜人工授精や家畜受精卵移植に関する業務について、法令に基づき的確に実施する責務があります。

このことを改めてご認識の上、特に以下の点について徹底されますようお願い申し上げます。

1 家畜人工授精用精液証明書及び 家畜体内（体外）受精卵証明書の適正管理

- 精液や受精卵1本1本に対応した証明書がなければ、精液や受精卵を雌に注入（移植）することはできないことはもちろんのこと、他者に譲渡することもできません。
- 証明書に誤った内容又は記載されるべき内容が記載されていない場合は、その証明書は効力がないものと考えられます。
特に、裏面の「譲渡・経由の欄」は、精液や受精卵が譲渡・譲受される度に譲渡者又は譲受者が順次追記していくため、記載漏れ等が起こり易いと考えられることから、記載内容の確認及び記載について、改めて徹底の程、よろしく願います。

※違反すると家畜改良増殖法第14条違反（罰金50万円以下）の可能性があります。

(裏面)

(表面)

第 号
家畜人工授精用精液証明書 凍結

精液を採取した種畜	種畜証明書番号	種畜の等級
	名前	
	家畜登録機関名及び登録番号	
	種類及び品種	
	精液採取年月日	
	種畜飼養者の住所及び氏名又は名称	
	獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名	

譲渡・経由の確認	
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
(参考)注入又は体外受精記録	
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県)第 号
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外受精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外受精に係る未受精卵を採取した卵巣と採取した雌畜の名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外受精をした年月日	

譲渡、譲受欄が正しく記載されているか要確認。

利用時には、下段にも利用した雌牛の飼養者名等を記載すること。

2 家畜人工授精簿への正確な記録及び保管

- 家畜人工授精や受精卵移植を行った時は、**家畜人工授精又は受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間保存することが義務付けられています。**
- 特に、**注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書は、不正防止のため、授精証明書や受精卵移植証明書を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付することとされていますので、改めて徹底の程、よろしくをお願いします。**

証明書は、家畜人工授精簿に裏面が確認できるように添付。ストローは速やかに照合できるように適切に保管。

(家畜人工授精簿を電磁的記録で作成する場合、使用した精液等の証明書は、ストローと併せて速やかに照合できるように適切に保管。)

(家畜人工授精簿 (抜粋))

注入した雄畜	番 号				
	名 前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種 類 及 び 品 種				
	毛 色 及 び 特 徴				
	生 年 月 日				
	飼養者の住所及び氏名又は名称				
注入精液	注 入 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	種 畜 の 名 前				
	家畜人工授精用精液証明書番号				
授精証明書	発 行 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	番 号				
子 畜	性				
	生 年 月 日				
摘 要					

3 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付

- 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の交付に当たっては、**実際に注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書を添付するほか、子牛登記上、実際に使用した精液のストローも併せて添付することとされています。**
- このため、**授精証明書や体内（体外）受精卵移植証明書を交付しない場合（不受胎の場合等）は、使用した精液や受精卵の証明書は、家畜人工授精簿に添付することになるので、改めて徹底の程、よろしくをお願いします。**

授精証明書には、実際に使用した精液の証明書とストローを添付。その際、証明書の裏面が確認できるように添付すること。

第 号		授 精 証 明 書	
種畜	家畜人工授精用精液証明書番号	名 前	
精液を注入した雄畜	名 前		
	家畜登録機関名及び登録番号		
	種 類 及 び 品 種		
	毛 色 及 び 特 徴		
	生 年 月 日		
	飼養者の住所及び氏名又は名称		
精液注入年月日			
上記のとおり家畜人工授精用精液を雌畜に注入したことを証明する。			
年 月 日		獣医師 (家畜人工授精師)	
		登録番号 (免許番号) (順) 第 号	
		住 所	
		氏 名	
(家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書(乙)をここにはり付けること。)			

※ 2, 3 に違反すると家畜改良増殖法第15条違反 (罰金20万円以下) の可能性があります。